

【資料1】

犯罪被害者の権利宣言

1999年5月15日

全国被害者支援ネットワーク

我が国の犯罪被害者は、生命身体等に重大な侵害を受けた事件の重要な当事者でありながら、長い間刑事司法制度からも社会からも「忘れられた存在」であった。多くの犯罪被害者は、我が国の犯罪被害者支援の充実を願いながらも、声をあげることさえ出来ず、苦しんできた。

犯罪は社会の規範に反し、人間の基本的な権利を侵害するものであり、また誰もが犯罪被害者となりうる。それゆえに、犯罪被害者を理解と配慮をもって支援し、その回復を助けることは、本来、社会の当然の責務である。

犯罪被害者が大きな打撃から立ち直り、人間としての幸福を求めて再び歩み始められるように、犯罪被害者の権利を確立することは、単に福祉の増進にとって必要であるばかりでなく、国民の刑事司法に対する信頼を高め、社会全体の利益につながるものである。

国、地方公共団体は、被害者支援のための総合的な施策を講ずる責務を担うべきである。また、国民は、犯罪被害者のおかれている状況を理解し、支援に協力することが求められる。

全国被害者支援ネットワークは、このような認識に立ち、ここに以下の犯罪被害者の権利を宣言する。

(公正な処遇を受ける権利)

1. 犯罪被害者（犯罪によって害を被った者及びその家族をいう。以下同じ。）は、公正で、かつ個人の尊厳に配慮した処遇を受けるべきである。

(情報を提供される権利)

2. 犯罪被害者は、被害を受けた事件の刑事司法手続きおよび保護手続きに関する情報、ならびに被害の回復のために利用できる諸制度に関する情報の提供を受けることができる。

(被害回復の権利)

3. 犯罪被害者は、受けた被害について迅速かつ適切な回復を求めることができる。

(意見を述べる権利)

4. 犯罪被害者は、刑事司法手続きおよび保護手続きの中で、意見を述べることができる。

(支援を受ける権利)

5. 犯罪被害者は、医療的、経済的、精神的及びその他の社会生活上の支援を受けることができる。

(再被害からまもられる権利)

6. 犯罪被害者は、再被害の脅威からまもられるべきである。

(平穏かつ安全に生活する権利)

7. 犯罪被害者は被害を受けたことからおこるプライバシーの侵害からまもられ、平穏かつ安全な生活を保障されるべきである。

【資料2】

犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

最終改正：平成二十七年九月十一日法律第六十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）

第三章 犯罪被害者等施策推進会議（第二十四条—第三十条）

附則

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

このページの先頭へ

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗（ちよく）状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策

を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行]

附 則 (平成二十六年六月二十五日法律第七十九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 (略)

附 則 (平成二十七年九月十一日法律第六十六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

【資料3】

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律

(昭和五十五年法律第三十六号)

施行日：平成二十八年四月一日

最終更新：平成二十九年六月二日公布（平成二十九年法律第四十五号）改正

昭和五十五年法律第三十六号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律**(目的)**

第一条 この法律は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残つた者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もつて犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

2 この法律において「犯罪被害」とは、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。

3 この法律において「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

4 この法律において「犯罪被害等」とは、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族が受けた心身の被害をいう。

5 この法律において「重傷病」とは、負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が一月以上であつたことその他政令で定める要件を満たすものをいう。

6 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害で政令で定める程度のものをいう。

7 この法律において「犯罪被害者等給付金」とは、第四条に規定する遺族給付金、重傷病給付金又は障害給付金をいう。

(犯罪被害者等給付金の支給)

第三条 国は、犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

(犯罪被害者等給付金の種類等)

第四条 犯罪被害者等給付金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- 一 遺族給付金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。）
- 二 重傷病給付金 犯罪行為により重傷病を負った者
- 三 障害給付金 犯罪行為により障害が残った者

(遺族の範囲及び順位)

第五条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時ににおいて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 三 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。
- 3 遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付金の支給を受けることができる遺族としない。遺族給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等給付金を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 一 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- 二 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等給付金を支給し、又は第九条の規定による額を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(他の法令による給付等との関係)

第七条 遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分を除く。）及び障害給付金は、それぞれ死亡及び障害を原因として、犯罪被害者又はその遺族に対し、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）その他の法令による給付等で政令で定めるものが行われるべき場合には、その給付等に相当する金額として政令で定めるところにより算定した額の限度において、支給しない。

2 重傷病給付金及び遺族給付金（第九条第五項の規定により加算する額に係る部分に限る。）は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について、犯罪被害者に対し、同条第二項に規定する法律以外の法令（条例を含む。以下この項において同じ。）の規定により療養に関する給付（同条第二項に規定す

る給付期間におけるものに限る。)が行われるべき場合又はその療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部若しくは一部を得ることができなかつたことを原因として労働者災害補償保険法その他の法令の規定による給付(同条第三項に規定する休業日に係るものに限る。)が行われるべき場合には、それらの給付の限度において、支給しない。

(損害賠償との関係)

第八条 犯罪被害を原因として犯罪被害者又はその遺族が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、犯罪被害者等給付金を支給しない。

2 国は、犯罪被害者等給付金を支給したときは、その額の限度において、当該犯罪被害者等給付金の支給を受けた者が有する損害賠償請求権を取得する。

(犯罪被害者等給付金の額)

第九条 遺族給付金の額は、政令で定めるところにより算定する遺族給付基礎額に、遺族の生計維持の状況を勘案して政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

2 重傷病給付金の額は、犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養についての犯罪被害者負担額(当該犯罪行為により負傷し、又は疾病にかかった日から起算して政令で定める期間を経過するまでの間(以下この項及び次項において「給付期間」という。)における療養に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)その他の政令で定める法律の規定により当該犯罪被害者が受け、又は受けることができた給付期間における療養に関する給付の額を控除して得た額(当該犯罪被害者がこれらの法律の規定による療養に関する給付を受けることができない場合その他政令で定める場合にあつては、当該控除して得た額に相当するものとして政令で定める額)をいう。次項及び第五項において同じ。)とする。

3 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかつた日(給付期間内の日(当該収入の全部又は一部を得ることができなかつた日の第三日目までの日を除く。)に限り、当該犯罪被害者が刑事収容施設、少年院その他これらに準ずる施設に収容をされた場合(国家公安委員会規則で定める場合に限る。)にあつては、当該収容をされていた日を除く。以下この項及び第五項第二号において「休業日」という。)がある場合における重傷病給付金の額は、前項の規定にかかわらず、犯罪被害者負担額に、政令で定めるところにより算定する休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額(当該休業日に当該犯罪被害者が従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の一部を得た日(以下この項において「部分休業日」という。)が含まれるときは、当該休業加算基礎額に当該休業日の数を乗じて得た額から、当該部分休業日について得た収入の額を合算した額を控除して得た額。第五項第二号において「休業加算額」という。)を加えた額とする。

4 前二項の規定により算定した額が第七条第二項に規定する法令の規定による給付との均衡を考慮して政令で定める額を超える場合における重傷病給付金の額は、前二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額とする。

5 犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病について死亡前に療養を受けた場合における遺族給付金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額(その額が前項の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額)を加えた額とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該療養についての犯罪被害者負担額

二 当該療養についての休業日がある場合 当該療養についての犯罪被害者負担額に休業加算額を加えた額

- 6 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、遺族給付金の額は、第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。
- 7 障害給付金の額は、政令で定めるところにより算定する障害給付基礎額に、障害の程度を基準として政令で定める倍数を乗じて得た額とする。

(裁定の申請)

第十条 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請し、その裁定を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、当該犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知つた日から二年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができる。

(裁定等)

第十一条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定（支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。）を行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該申請をした者は、当該額の犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利を取得する。
- 3 犯罪被害者について重傷病給付金又は障害給付金を支給する旨の裁定があつた後に当該犯罪被害者が当該犯罪行為により死亡したときは、国は、当該重傷病給付金又は障害給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金を支給する責めを免れる。

(仮給付金の支給等)

第十二条 公安委員会は、第十条第一項の申請があつた場合において、犯罪行為の加害者を知ることができず、又は犯罪被害者の障害の程度が明らかでない等当該犯罪被害に係る事実関係に関し、速やかに前条第一項の裁定をすることができない事情があるときは、当該申請をした者（次条第一項及び第三項において「申請者」という。）に対し、政令で定める額の範囲内において、仮給付金を支給する旨の決定をすることができる。

- 2 国は、前項の決定があつたときは、仮給付金を支給する。
- 3 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給する旨の裁定があつたときは、国は、仮給付金の額の限度において犯罪被害者等給付金を支給する責めを免れる。この場合において、当該裁定で定める額が仮給付金の額に満たないときは、その者は、その差額を返還しなければならない。
- 4 仮給付金の支給を受けた者について犯罪被害者等給付金を支給しない旨の裁定があつたときは、その者は、仮給付金に相当する金額を返還しなければならない。
- 5 仮給付金の支給を受けた犯罪被害者又はその遺族について、犯罪被害者等給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定がある前に当該犯罪被害者又はその遺族が死亡したときは、国は、当該仮給付金の額の限度において、当該犯罪被害者の死亡に係る遺族給付金又は当該遺族が支給を受けようとしていた遺族給付金と同一の犯罪被害を支給原因とする遺族給付金を支給する責めを免れる。

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなく、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第十条から前条までに定めるもののほか、裁定の手續その他裁定に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等給付金（仮給付金を含む。以下この項及び第十九条において同じ。）の支給を受けた者がいるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた犯罪被害者等給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第十六条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、二年間行わないときは、時効により消滅する。

(犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利の保護)

第十七条 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、公安委員会又は犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十条 第十一条第一項、第十二条第一項及び第十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方自治法の特例)

第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国

家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

（審査請求と訴訟との関係）

第二十一条 第十一条第一項の裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（犯罪被害者等の支援）

第二十二条 警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための措置として、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言及び指導、警察職員の派遣その他の必要な援助を行うように努めなければならない。

2 警察本部長等は、前項の規定に基づく措置をとるに当たっては、関係する機関の活動との連携及び調和の確保に努めなければならない。

3 公安委員会は、次条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体（第五項において「犯罪被害者等早期援助団体等」という。）の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

5 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、当該犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、国家公安委員会、公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（犯罪被害者等早期援助団体）

第二十三条 公安委員会は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者（以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。）として指定することができる。

2 犯罪被害者等早期援助団体は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うこと。

二 犯罪被害等に関する相談に応ずること。

三 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が第十条第一項の規定に基づき行う裁定の申請を補助すること。

四 犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に、犯罪被害者等に対し、物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法により援助を行うこと。

3 犯罪被害者等を援助する者は、前項に規定する事業を行うに当たっては、第一項の指定を受けない

で、公安委員会指定という文字を冠した名称を用いてはならない。

- 4 警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体が第二項第二号又は第四号に掲げる事業を適正に行うために必要な限度において、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができる。
- 5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。
- 8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 9 第一項の指定の手続その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(経過措置)

第二十四条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第二十六条 第二十三条第七項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二十七条 第二十三条第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行し、この法律の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重障害について適用する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二條の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第

七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第百二十二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直

しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年四月一三日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第二十三条を第二十五条とし、第二十二條を第二十四条とし、第二十一条の次に二条を加える改正規定及び本則に二条を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「新法」という。）第四条、第七条及び第九条から第十二条までの規定は、この法律の施行の日以後に行われた犯罪行為（新法第二条第一項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。）による死亡、重傷病（新法第二条第三項に規定する重傷病をいう。）又は障害（新法第二条第四項に規定する障害をいう。）について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は重障害（この法律による改正前の犯罪被害者等給付金支給法第二条第二項に規定する重障害をいう。）については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年四月一八日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。

（遺族給付金及び重傷病給付金に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「新法」という。）第七条及び第九条第三項から第五項までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用し、施行日前に終わった犯罪行為による死亡又は重傷病については、なお従前の例による。

（犯罪被害者等早期援助団体に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）第二十三条第一項の規定による指定を受けている者（以下「旧犯罪被害者等早期援助団体」という。）は、新法第二十三条第一項の規定による指定を受けた者（以下「新犯罪被害者等早期援助団体」という。）とみなす。

2 施行日前に前項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体に対してされた旧法第二十三条第五項の規定による命令は、新法第二十三条第五項の規定による命令とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一項の規定により新犯罪被害者等早期援助団体とみなされる旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であり、施行日において引き続き当該新犯罪被害者等早期援助団体

の役員又は職員となったもの（次項において「継続役員等」という。）に対する新法第二十三条第七項の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、その者が旧法第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密は、その者が新法第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密とみなす。

- 4 旧犯罪被害者等早期援助団体の役員又は職員であった者（継続役員等を除く。）が旧法第二十三条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 施行日前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

【資料4】

◆1960年代～経済的支援の始まり —英米を中心に犯罪被害補償制度の創設—

1964年1月：ニュージーランド
 1964年8月：イギリス
 1966年：アメリカのカリフォルニア州
 1971年：スウェーデン
 1972年：オーストリア
 1975年：オランダ
 1976年：西ドイツノルウェー、デンマーク
 1977年：フランス

◆1970年代～精神的・实际的支援の必要性 —民間被害者支援団体の誕生—

1974年：イギリスのVSの前身としてBVSS (Bristol Victim Support Scheme)
 1975年：アメリカのNOVA (National Organization for Victim Assistance)
 1976年：ドイツの「白い環」(Weisser Ring)
 1979年：イギリスのVSが全国組織となる。NAVSS (National Association of Victim Support Schemes)。
 後にVSと略称される。

年表 (犯罪被害者支援の歩み)

年 月 日	出 来 事
1967 (昭和42) 年	市瀬朝一氏「殺人犯罪の撲滅を推進する遺族会」を結成。
1974 (昭和49) 年 8 月	三菱重工ビル爆破事件 ※同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が論議された。
1975 (昭和50) 年	アメリカ NOVA (National Organization for Victim Assistance) 設立。
1976 (昭和51) 年	ドイツ「白い輪」Weisser Ring設立。
1979 (昭和54) 年	イギリス NAVSS (現在はVS,Victim Support) 全国組織となる。
1980 (昭和55) 年 5 月	アメリカ NOVA「被害者の7つの権利」を宣言。 警察庁が「犯罪被害者等給付金支給法 (「犯給法」)」を制定。
1981 (昭和56) 年 5 月	(財) 犯罪被害救援基金設立。
1984 (昭和59) 年	アメリカ「連邦犯罪被害者法」Victims of Crime Act制定。
1985 (昭和60) 年 8 月	国連「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第7回国際連合会議」を開催。 ※「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択。
1990 (平成2) 年 11 月	イギリス「被害者憲章」制定。 「日本被害者学会」(会長・宮澤浩一) 設立。
1991 (平成3) 年 10 月	福岡地検で「犯罪被害者通知制度」が発足。 「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」開催。 ※フロアから大久保恵美子氏が遺族として発言し、被害者の精神的支援の必要性が指摘される。

年 月 日	出 来 事
1992（平成4）年3月	山上皓教授が東京医科歯科大学に「犯罪被害者相談室」を設立（初代室長・小西聖子）。
4月	「犯罪被害者実態調査研究会」（研究代表・宮澤浩一）による調査が開始される（1995年発表）。
1995（平成7）年3月	地下鉄サリン事件 ※同事件をめぐり被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。
1996（平成8）年2月	警察庁が「被害者対策要綱」を制定。
5月	警察庁長官官房給与厚生課に「犯罪被害者対策室」設置。
11月	第1回「犯罪被害者支援フォーラム」（日本被害者学会他主催）開催。 ※フロアから高橋シズエ氏が「地下鉄サリン事件」遺族として、被害者支援の必要性を訴える。
1997（平成9）年7月	全都道府県警察において「犯罪被害者連絡制度」が整備された。
1998（平成10）年5月	「全国被害者支援ネットワーク」設立。
1999（平成11）年4月	検察庁が全国統一基準の「被害者等通知制度」を実施。
5月	「全国被害者支援ネットワーク」が「犯罪被害者の権利宣言」発表。
5月	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」成立。
6月	「犯罪捜査規範」（国家公安委員会規則）改正。 ※犯罪被害者への配慮や情報提供、保護の責務規定を盛り込む。
8月	組織的犯罪対策三法の一つとして「刑事訴訟法の一部を改正する法律」成立。 ※刑事裁判における証人の保護等を規定。
11月	政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」設置。
11月	日弁連に「犯罪被害者支援委員会」発足。
2000（平成12）年1月	「全国犯罪被害者の会」（代表・岡村勲）第1回シンポジウム開催、設立（設立当初は「犯罪被害者の会」）。
5月	いわゆる「犯罪被害者保護のための二法」成立。 「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（「刑訴法等改正法」）」 ※証人への付添いや遮へい措置の導入。 ※ビデオリンク方式による証人尋問の導入による負担の軽減等。 ※性犯罪の告訴期間の撤廃及び検察審査会への審査申立権者の範囲拡大等。 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（「犯罪被害者保護法」）」 ※犯罪被害者等の公判手続の傍聴に対する裁判長の配慮義務を規定。 犯罪被害者等による公判記録の閲覧・謄写を可能とする制度の導入等。

年 月 日	出 来 事
2000（平成12）年5月 5月 12月	「児童虐待の防止等に関する法律」成立。 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」成立。 「少年法等の一部を改正する法律」成立。 ※少年事件において被害者の意見陳述等を規定。 ※刑事処分可能年齢引き下げ。
2001（平成13）年1月 4月 4月 5月 8月	検察庁が「被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知について（通達）」を発出。 「犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（「改正犯給法」）」成立。 ※障害給付金の支給対象の範囲の拡大や重傷病給付金の創設。 ※犯罪被害者等早期援助団体を指定する制度の創設。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「DV法」）」成立。 加盟団体が20団体となる。 法務省が「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて（通達）」を発出。
2002（平成14）年3月	「全国被害者支援ネットワーク」が「犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理綱領」を制定。
2003（平成15）年7月 10月	加盟団体が30団体となる。 「全国被害者支援ネットワーク」が10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国キャンペーンを実施。
2004（平成16）年6月 12月	「改正DV法」成立。 ※保護命令の適用範囲の拡大、被害者の自立支援を国・地方公共団体の責務として明確化し、都道府県に基本計画の策定を義務づける。 「犯罪被害者等基本法」成立。
2005（平成17）年4月 10月 12月	「犯罪被害者等基本計画検討会」（座長・宮澤浩一）発足。 加盟団体が40団体となる。 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定。
2006（平成18）年3月 4月 9月 10月 11月	第1回都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催。 ※犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的な対応窓口の設置等について要請。 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令及び同施行規則の改正。 ※重傷病給付金の支給要件緩和・支給対象期間の延長、親族間犯罪における支給制限の緩和。 特定非営利活動法人の認定を受ける。 日本司法支援センターの業務開始。 第1回犯罪被害者週間（～12月1日）の実施。 ※国民のつどいを東京、秋田、神奈川、大阪にて開催。

年 月 日	出 来 事
2007（平成19）年6月	「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律成立。 ※関係機関どうしが要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置を努力義務化。
6月	「更生保護法」成立。 ※保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入。
6月	「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」成立。 ※犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設。 ※犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度の創設。 ※刑事裁判手続における犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設、公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大等。
7月	改正DV法公布。 ※市町村における基本計画策定の努力義務化、配偶者暴力相談支援センターの業務の充実、保護命令制度の拡充等。
11月	犯罪被害者等施策推進会議決定。 ※経済的支援、支援連携、民間団体援助の3検討会の最終取りまとめの結論にしたがった施策の実施を政府をあげて強力かつ効果的に推進することを決定。
2008（平成20）年4月	「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（「改正犯給法」）」成立。 ※法律名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題。 ※法律の目的及び重傷病給付金の額の加算等を改正。
6月	「少年法の一部を改正する法律」成立。 ※少年審判における被害者の傍聴等を規定。
6月	「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」成立。 ※オウム真理教事件被害者への国の見舞金支給を規定。
10月	犯罪被害者等の支援に関する指針告示。
2009（平成21）年7月	加盟団体が47団体となり、全都道府県に設置。
9月	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則交付（10月1日施行）。
2010（平成22）年12月	認定特定非営利活動法人の認定を受ける。
2011（平成23）年4月	「第2次犯罪被害者等基本計画」閣議決定。
7月	警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定。全国警察に通達。
7月	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則交付（7月15日施行）。

年 月 日	出 来 事
2013（平成25）年6月	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布（12月1日施行）。
7月	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布（26年1月3日施行）。 ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布（10月3日（一部7月23日）施行）。
2014（平成26）年10月	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布（11月1日施行）。
2015（平成27）年8月	全都道府県の加盟団体が公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける。
2016（平成28）年2月	「一般社団法人全国被害者支援ネットワーク」設立。
4月	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行。 ※内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会（警察庁）に移管。 「第3次犯罪被害者等基本計画」閣議決定。 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達。
2016（平成28）年6月	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律公布（11月30日施行）。
2016（平成28）年11月	内閣府から公益社団法人の認定を受ける。 「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク」に移行
2016（平成28）年12月	「全国被害者支援ネットワーク」が「犯罪被害者等の支援に携わる者の倫理綱領」を改訂。
2016（平成28）年	被害者緊急支援金支給業務運営規程を「被害者緊急支援金の支給及びカウンセリング等の支援業務運営規程」に改正
2017（平成29）年3月	「特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク」解散。
4月	犯罪被害相談員等の研修受講履歴等管理システム取扱要領の制定
5月	総合法律支援法改正（ストーカー等被害者援助制度の新設）。
6月	刑法の一部改正成立（強姦等罪等の創設等）（7月13日施行）。
7月	「ACジャパン支援キャンペーン」開始。
9月	全国被害者支援ネットワーク電話相談事業規程の制定
2018（平成30）年4月	「犯罪被害者等電話サポートセンター」開設

〈内閣府年表他を参照。事務局が作成。〉

【資料5】

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧

(平成31年4月1日現在 47都道府県48団体)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
北海道	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	011-232-8740	月～金	○☆	★性暴力専用ダイヤル (011-211-8286、平成26年4月1日から実施) 弁護士による法律相談(無料)
	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (北・ほっかいどう被害者相談室)	0166-24-1900	月、火、木、金		臨床心理士によるカウンセリング(無料)
青森	公	あおもり被害者支援センター	017-721-0783	月～金	○☆	★性暴力被害専用相談電話 (りんごの花ホットライン017-777-8349) 弁護士による法律相談(2回まで無料) 臨床心理士によるカウンセリング(4回まで無料)
岩手	公	いわて被害者支援センター	019-621-3751	月～金	○☆	★性暴力被害専用相談電話(019-601-3026) 弁護士による法律相談(無料)
宮城	公	みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火～金 (月は予約の相談日)	○☆	★性暴力被害専用相談電話(0120-556-460) (性暴力被害の相談日 月～金曜日10時から20時まで 土曜日10時から16時まで)
秋田	公	秋田被害者支援センター	018-893-5937 0120-62-8010	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料) 精神科医師による治療(無料)、 犯罪被害者に対する経済支援(特別支援) ★性暴力被害専用相談電話(0800-8006-410)
山形	公	やまがた被害者支援センター	山形窓口 023-642-7830 庄内出張所 0234-43-0783	月～金	○☆	★性暴力被害専用相談電話 (023-665-0500 月～金 10:00～21:00 平成28年4月25開設) 弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング (1回無料、性被害は家族を含め3回まで無料) 緊急支援金(経済的支援、1被害者上限10万円)の支給 (平成28年6月から)
福島	公	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金	○☆	★性暴力等被害相談電話 (SACRAふくしま 024-533-3940) 弁護士による法律相談(1回無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
茨城	公	いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金	○☆	★性暴力被害相談 029-350-2001 (性暴力被害者サポートネットワーク茨城) 弁護士による法律相談(無料、弁護士入室日は要問合せ) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
栃木	公	被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) 臨床心理士によるカウンセリング(無料)
群馬	公	被害者支援センターすてっぶぐんま	027-253-9991	月～金	○☆	弁護士による法律相談(無料) DV被害者一時保護シェルターの運営
埼玉	公	埼玉犯罪被害者援助センター	048-865-7830	月～金	○☆	★性暴力等犯罪被害専用相談電話 (アイリスホットライン 048-839-8341) 弁護士による法律相談(月2回、1回無料、予約制) 臨床心理士によるカウンセリング(予約制)
千葉	公	千葉犯罪被害者支援センター	043-225-5450	月～金	○☆	弁護士による法律相談 (無料、原則毎月第4水曜日午後2時から4時まで) 臨床心理士によるカウンセリング(無料、予約制) ★性暴力被害専用相談電話(043-222-9977)
東京	公	被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング(無料)
神奈川	N	神奈川被害者支援センター	045-311-4727	月～土	○☆	★性被害専用(045-328-3725、月～金)

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
新潟	公	にいがた被害者支援センター	新潟 025-281-7870	月～金	○☆	★性暴力等被害専用相談電話（025-281-1020） 弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
			長岡 0258-32-7016			
			上越 025-522-3133			
富山	公	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談・臨床心理士によるカウンセリング（原則初回相談無料）
石川	公	石川被害者サポートセンター	076-226-7830	火～土	○☆	弁護士による法律相談（初回無料、要予約） 臨床心理士による心理相談（初回無料、要予約）
福井	公	福井被害者支援センター	0120-783-892	月～土	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（無料、毎木曜日午後、要予約）
山梨	公	被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金	○☆	★やまなし性暴力サポートセンター かいさほももこ（055-222-5562） 弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
長野	N	長野犯罪被害者支援センター	長野 026-233-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
			中信 0263-73-0783			
			南信 0265-76-7830			
岐阜	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700 0120-968-783	月～金	○☆	★性暴力被害者専用電話相談 24時間ホットラインやさしく（ぎふ性暴力被害者支援センター 058-215-8349） 弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による相談（無料）
静岡	N	静岡犯罪被害者支援センター	054-651-1011	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
愛知	公	被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則5回まで無料）
三重	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金	○☆	★性暴力被害相談電話（059-253-4115、土日祝・年末年始除く） 弁護士による法律相談（無料、第4水曜日） 臨床心理士による心理相談（無料、第2水曜日）
滋賀	公	おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341	月～金	○☆	★性被害者総合ケアワンストップびわ湖（SATOCO） 090-2599-3105（365日24時間対応）
京都	公	京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830	月～金	○☆	京都市から犯罪被害者総合相談窓口業務を受託（通訳派遣など実施） 弁護士による法律相談（3回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（10回まで無料）
			ほくぶ相談室 0120-78-3974	ほくぶ相談室 月、木		
大阪	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、90分） 臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
兵庫	公	ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火、水、金、土	○☆	★性被害専用 性被害ケアセンターよりせい（078-367-7874 月、火、水、金、土） 被害者に精通した弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士による心理相談（無料）
奈良	公	なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783	月～金	○☆	弁護士による法律相談（2回まで無料） 臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料） ★性暴力被害専用電話 SARASA（090-1075-6312、月～金）
			中南和相談コーナー 0744-23-0783	中南和相談コーナー 月、火		
和歌山	公	紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～土	○☆	弁護士・臨床心理士による移動相談（無料、5月・10月）

都道府県	法人	名称	相談電話	相談対応曜日	備考	特記事項
鳥取	公	とっとり被害者支援センター	0120-43-0874	月～金	○☆	弁護士による法律相談（1回無料） 臨床心理士による無料カウンセリング（毎週火曜日午前中）
鳥根	公	鳥根被害者サポートセンター	0120-556-491	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（5回まで無料） 弁護士による法律相談（3回まで無料）
岡山	公	被害者サポートセンターおかやま	086-223-5562	月～土	○☆	★性犯罪被害相談専用電話（086-206-7511、祝日・年末年始除く）
広島	公	広島被害者支援センター	082-544-1110	月～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士による心理相談（原則1回無料）
山口	公	山口被害者支援センター	083-974-5115	月～金	○☆	臨床心理士によるカウンセリング（3回まで無料）
徳島	公	徳島被害者支援センター	088-678-7830 088-656-8080	月、水～土	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
香川	公	かがわ被害者支援センター	087-897-7799	月～金	○☆	★性暴力被害専用相談電話（オリーブかがわ 県委託事業 087-802-5566、日祝・年末年始除く） 弁護士による法律相談（無料、第2、4水曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（無料、第1、3水曜日）
愛媛	公	被害者支援センターえひめ	089-905-0150	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）
高知	N	こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金	○☆	弁護士による法律相談（初回のみ無料） 臨床心理士による心理相談（年1回まで無料）
福岡	公	福岡犯罪被害者支援センター	092-735-3156 北九州窓口 093-582-2796	月～金	○☆	★性暴力被害専用（092-762-0799、24時間365日年中無休）
佐賀	N	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	0952-33-2110	月～金	○☆	臨床心理士等によるカウンセリング（無料）
長崎	公	長崎犯罪被害者支援センター	095-820-4977	月～金	○☆	★性暴力被害相談専用（095-895-8856、土日祝・年末年始除く） 弁護士による法律相談（初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（初回無料）
熊本	公	くまもと被害者支援センター	096-386-1033	月～金	○☆	★性暴力被害専用相談電話（ゆあさいどくまもと 24時間ホットライン096-386-5555 ※年末年始を除く） 弁護士による法律相談（原則初回無料） 臨床心理士によるカウンセリング（原則初回無料）
大分	公	大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料） 臨床心理士によるカウンセリング（無料）
宮崎	公	みやざき被害者支援センター	0985-38-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（無料、第2・4火曜日） 精神科医・臨床心理士によるカウンセリング（無料、第2・4木曜日）
鹿児島	公	かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土	○☆	弁護士による法律相談（原則初回無料、第2・4木曜日） 臨床心理士によるカウンセリング（原則初回無料、第1・3土曜日）
沖縄	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金	○☆	弁護士による法律相談（原則1回無料） 精神科医及び臨床心理士によるカウンセリング（原則1回無料）

注1：「法人」欄については、「N」は認定特定非営利活動法人を、「公」は公益社団法人を、「一」は一般社団法人を、それぞれ示す。
注2：「備考」欄については、「○」は、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けていることを、「☆」は公益社団法人、特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人として認定されており当該団体に対する寄付金については税制上の優遇措置があることを、それぞれ示す。
注3：「特記事項」欄については、「★」は性暴力被害専用ダイヤルを示す。